

2017年8月8日

日本外傷学会 2017年度専門医研修施設新規認定審査 および申請手続きについて

一般社団法人 日本外傷学会
代表理事 木村 昭夫
専門医研修施設認定委員会 委員長 井口 浩一

一般社団法人日本外傷学会は、2017年度(第8回)の日本外傷専門医研修施設新規認定審査(新規)を本学会専門医制度規則および同施行細則に基づいて、下記の如く実施いたします。

申請を希望される施設は、本学会専門医制度規則・同施行細則を確認の上、下記の要領に従って締切日までに申請手続きを行ってください。

●専門医研修施設新規認定申請資格

専門医研修施設の認定申請資格として、日本外傷学会専門医制度規則第7章第23条および同細則第7章第21条の各項を満たすこととします。

1. 日本外傷学会専門医制度 規則第7章 第23条

- 1) 外傷診療活動の実績を有していること。
- 2) 外傷診療に関する教育指導体制がとられていること
- 3) 外傷診療に必要な診療機器などが整備されていること

2. 日本外傷学会専門医制度 細則 第7章 第21条

- 1) 外傷専門医が1人以上常勤として勤務していること
- 2) 日本外傷データベースの施設会員であり、AIS3以上の症例を年間50例以上、およびISS16以上の症例を年間25例以上、申請時の前年12月31日まで継続して3年以上登録していること
- 3) 死亡症例等に対するカンファレンスが行われ、記録が残されていること

なお、専門医研修施設は、原則として救命救急センターの要件を備えていることが求められます。

●専門医研修施設認定期間

施設認定の有効期間は交付後**3年**です。(日本外傷学会専門医制度規則第8章27条)

●認定審査内容

書類審査

●申請手続

申請を希望する者は以下の手順に従ってください。

- 1) 施設認定申請書類並びに申請の手引を当会ホームページ (<http://www.jast-hp.org/>)に掲載しています。
- 2) 申請書提出期間内に申請書類の正副本各1通、認定審査料の振込明細書(振込の年月日が確認できる書類など)のコピーを添えて提出してください。
- 3) 審査料の振込は下記口座にお振り込みください。

銀行名：三菱東京UFJ銀行（江戸川橋支店[店番 060]）
 口座番号：普通1214504
 口座名義：一般社団法人 日本外傷学会

●申請書類

専門医認定研修施設の認定を申請する施設は、次の各項に定める申請書類の正副本各1通を審査料とともに、専門医委員会に提出してください。

- 1) 専門医研修施設新規認定申請書(別に定める)
- 2) 申請責任者(外傷専門医)の履歴書(別に定める)
- 3) 申請責任者の外傷専門医認定証のコピー
- 4) 申請責任者の常勤証明書
- 5) 過去3年間の外傷患者数および診療実績表(別に定める)
- 6) 直近1年間に行われた死亡症例等に関するカンファレンス記録(別に定める)
- 7) 認定審査料振込明細書のコピー

(日本外傷学会専門医制度細則第8章第22条)

●審査料、認定登録料

専門医研修施設審査料および登録料は下記の通りです。

認定審査料：20,000円

認定登録料：40,000円

[認定登録料は認定審査後にお振込みいただきます]

(日本外傷学会専門医制度細則第13章33、35条)

なお、既納の認定審査料および認定登録料は返却致しません。

(日本外傷学会専門医制度細則第13章34、36条)

●申請書類提出締切日

申請書類の提出締切日は、**2017年9月24日(日)【消印有効】**です。

締切日を過ぎて提出された申請書類は一切受理せず返却いたします。

●審査および審査結果

提出された書類をもとに審査し、理事会の議を経て判定し、認定施設には専門医研修施設認定証を発行いたします。

専門医研修施設認定証発行予定日：**2017年11月1日**